

前橋市手数料条例の改正について（議案第76号）

市民課

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することができることと規定されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 内容

個人番号カードの再交付手数料の額を定める規定を削る。

3 施行期日

令和3年9月1日